

○ 都市の潤いの減少 ～緑のない生活なんて～

美しい都市景観やふるさと景観、そして市民のレクリエーションの場や自然とのふれあいの場となるなど、緑は市民生活に潤いや安らぎを与えてくれます。成長社会から成熟社会へと時代が進み、生活の質的な充実が求められる中で、ゆとりと潤いに満ちた快適な生活を送るためには、こうした緑の保全・再生は不可欠であり、これらの緑が減少することで、ストレスの多い都市生活を癒してくれる場が少なくなったことは、都市生活者にとって大きなマイナスです。



○ 都市型水害の危険 ～近年の降雨の変化(集中豪雨)により危険は増えています～

樹林地や農地といった、緑のある地表面は、降った雨が地面に浸透するなどの保水・遊水機能を持っています。これらの緑が減少し、建物の屋根やアスファルト舗装など雨水が地下に浸透しにくい面積が増え、従来ゆっくりと河川に流出していた雨水が短時間で流出することで、雨天時の河川への表面流出量が増大し、洪水や浸水の危険性が高まっています。

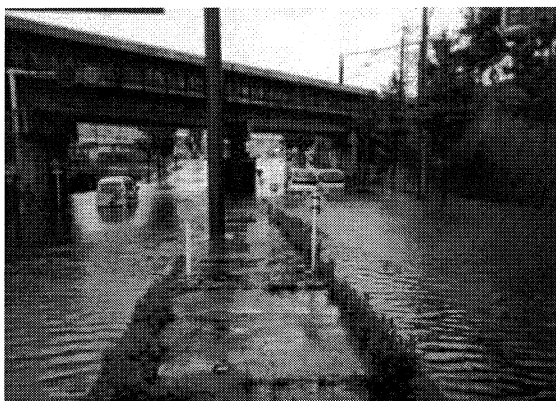


図 浸水の状況

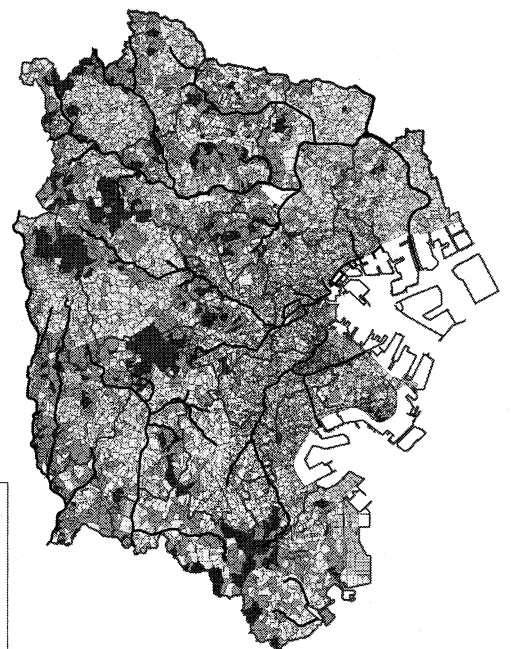


図 浸透面積率

○ 安全で新鮮な食料供給の減少 ～食と農の危機～

農地は市民に新鮮で安全な農産物を供給する貴重な生産資源です。世界的に食料需給が逼迫する中、食料の多くを海外に依存する日本では、近い将来深刻な事態になりかねません。食料自給力を高めるためには、国内の各地域ごとに適地適作で分担し合うこととあわせ、各地域でも可能な限り生産を高め、地産地消を進めることも重要です。顔の見える関係は、農産物の安全・安心にもつながります。

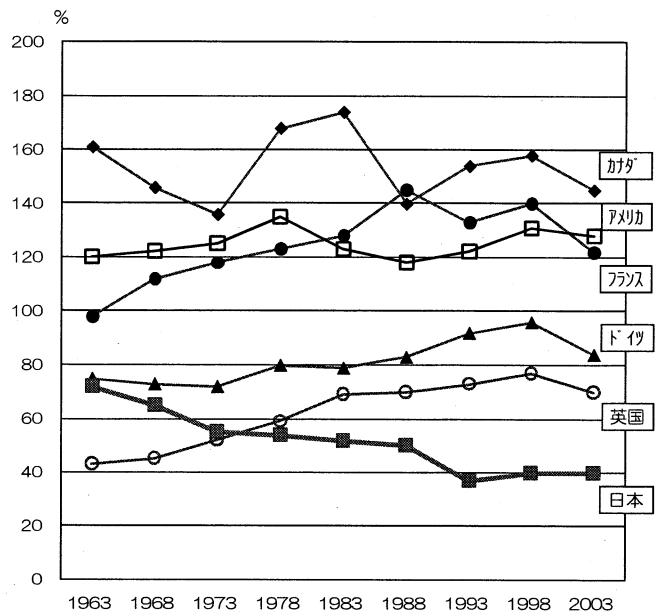
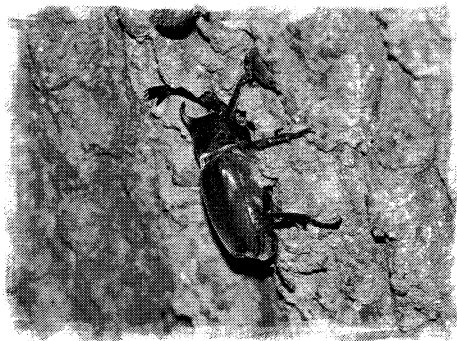


図 主要先進国の食料自給率(カロリーベース)の推移 (農林水産省 HP より作成)

○ 生物多様性の危機 ～生き物たちも困っています～

私たちの毎日の生活は、衣食住から精神的な安らぎにいたるまで、様々な生物のにぎわい、すなわち「生物多様性」で支えられています。樹林地や農地など、里山の緑には、人と自然との関わりの中で、長い時間をかけてはぐくまれた自然環境があり、それぞれの環境に適応した様々な生物が生息しています。

しかし、緑が減ったことにより、野生生物の生息地が減少し、分断されています。かつてまとまりのあった樹林地などが孤立することで、生物の生息環境が変わってしまい、生態系の微妙なバランスが崩れることで、生物多様性が失われてしまう恐れが生じています。また、人の手が入ることで、様々な種類の生き物でにぎわっていた里山が、放置され荒廃することで、生物多様性が失われつつあります。



3 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）

(1) 施策体系

「横浜みどりアップ計画」は、市民とともに身近な水や緑を保全・創造し、将来にわたって緑の総量（緑被率）31%の維持・向上を図る計画で、新規・拡充施策を踏まえたその体系図は次ページのとおりです。

- 土地所有者の声として「緑減少の原因・課題」等、また、市民の声として「横浜の緑に関する市民意識」等を様々な方法で把握しました。
- これらを踏まえて、樹林地を守り活かす施策、農地を守り活かす施策、街に緑をふやす施策を、新規・拡充施策として充実を図り、これを着実に実施します。
- 施策の実行による成果として、「量の成果」と「質の成果」を得ることを目指します。量の成果は、緑被率によるもので、数年に一度の航空写真調査により把握されるものです。また、質の成果は、緑被率では把握しづらい街の姿や生活のイメージを表すもので、今回の新規・拡充施策をより効果的に推進するため、導入することとしたものです。具体的には、横浜の特性を踏まえて、「大都市だけどふるさがある横浜」「街なかに緑あふれる横浜」という二つの達成イメージを提示しています。

【参考 緑被率について】

- ・「市街地における緑地の占める割合を3割以上を確保し、緑豊かな生活環境の実現を図る。」（「緑の政策大綱（平成6年建設省決定）」より）
- ・「長期的には市街地等において永続性のある自然的環境が3割以上を確保されたような都市を目標とする」（「社会資本整備重点計画（平成15年10月10日閣議決定）参考資料『指標の解説』（警察庁、農林水産省、国土交通省）より）
- ・都市部での緑による蒸発散量を増やして熱環境を改善するためには、蒸発散面積が全体の30%以上になると、都市全体の温度環境が安定すると考えられる。（国土交通省「公園緑地と水循環」より編集）

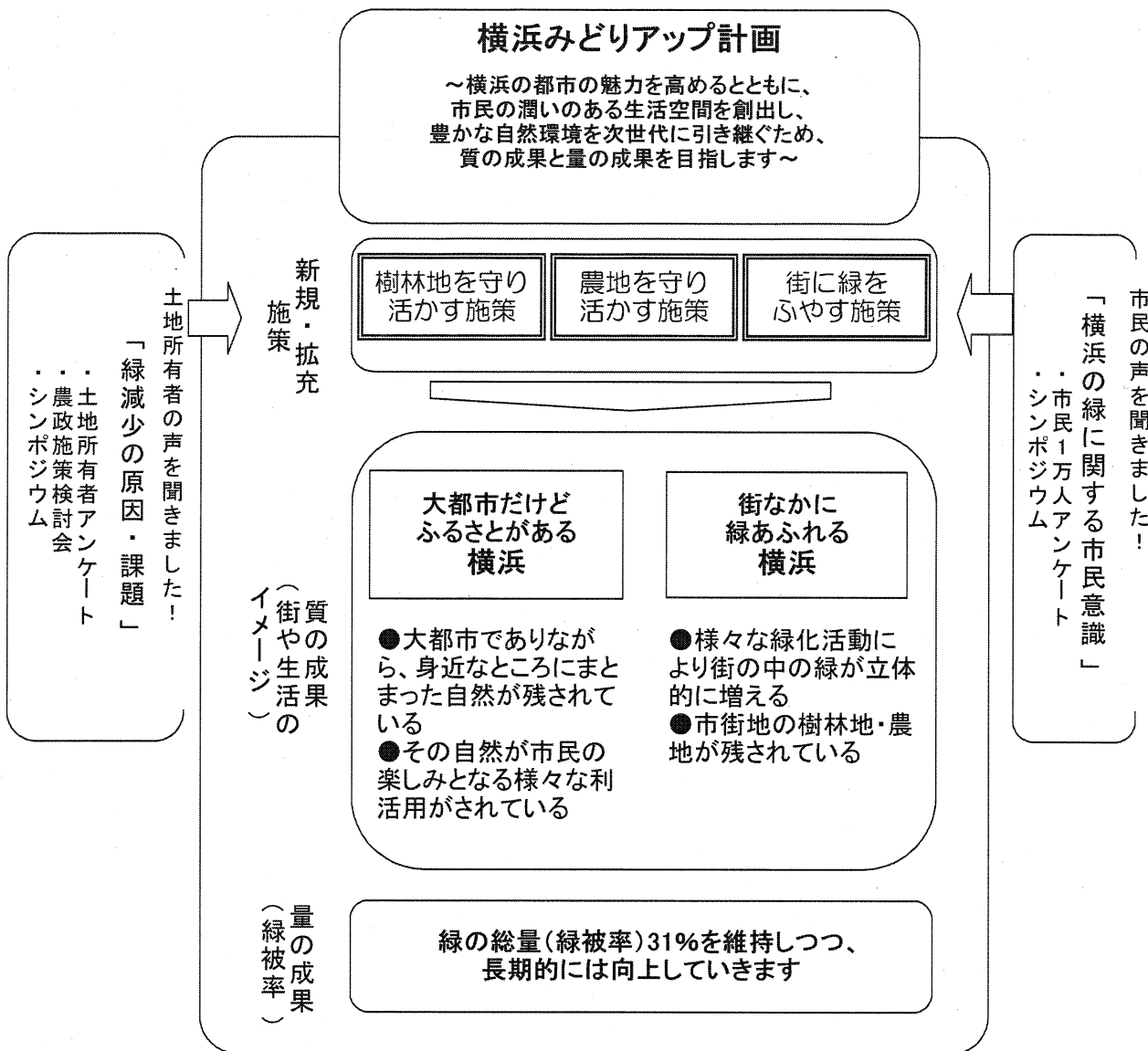
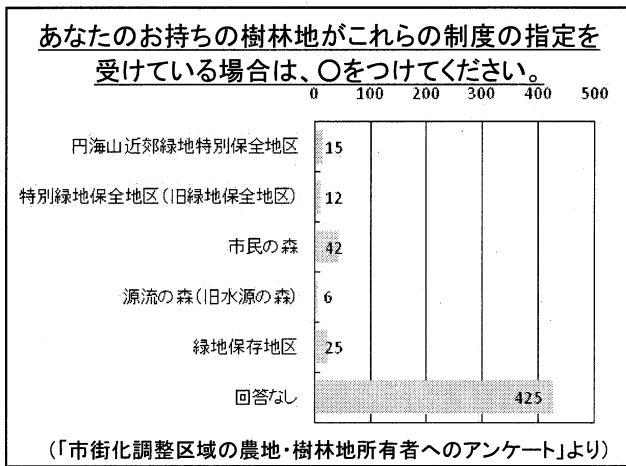
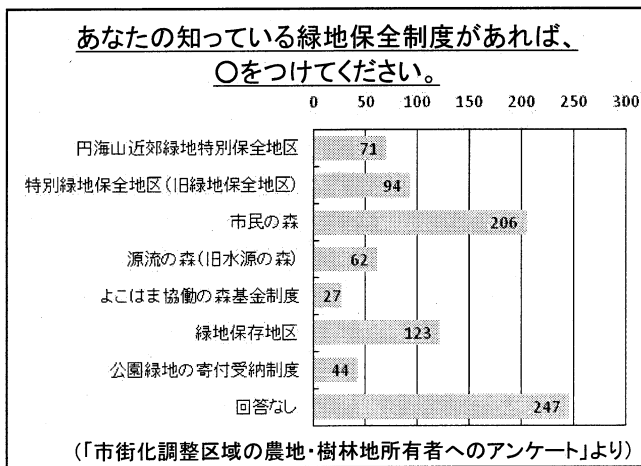
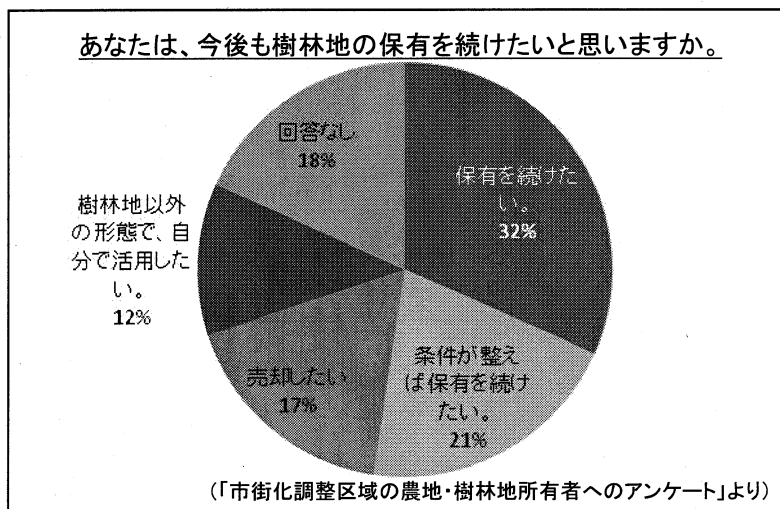
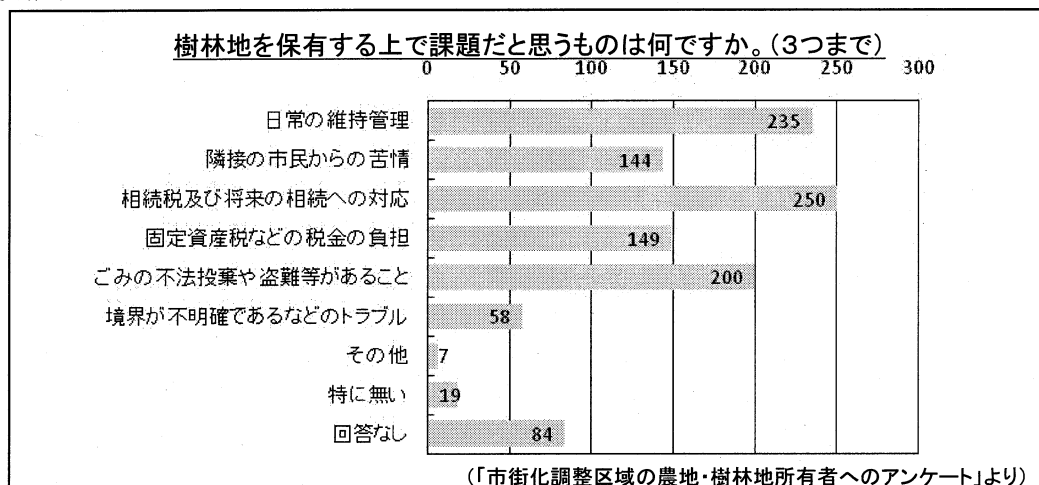


図 施策体系図

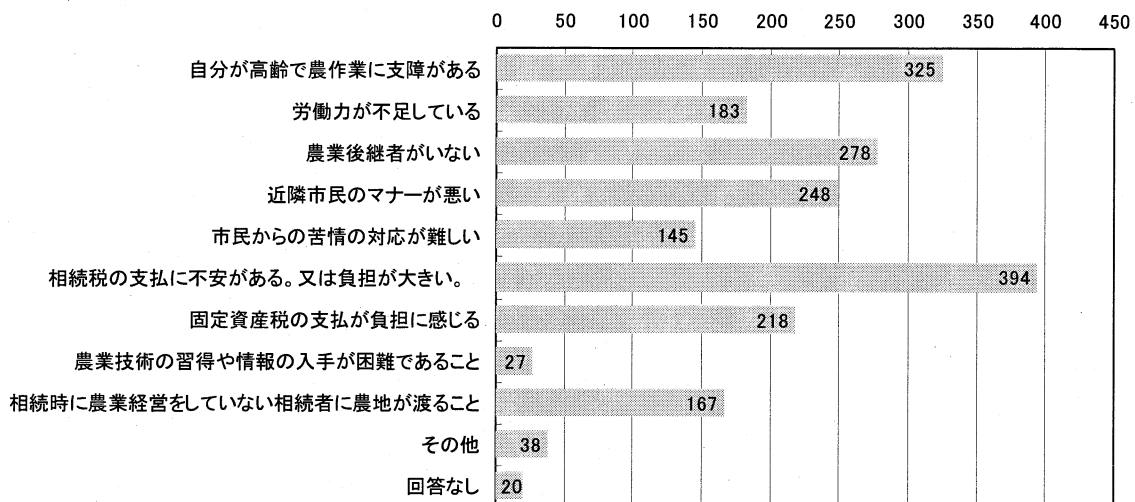
〔コラム2〕 緑減少の原因・課題 ～土地所有者の大きな負担～

横浜の緑の多くは民有地に依存しています。そのため、これらの緑を守るためには、土地所有者の方々の協力が不可欠ですが、所有し続けるための負担が大きく、緑を保全することが困難となっています。

平成19年9月に実施した「市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート」の調査結果によると、樹林地では、日常の維持管理や固定資産税等の負担、相続時における相続税の負担、市民の理解・協力などが、樹林地を保有する上で大きな課題となっています。また農地では、相続税や固定資産税等の負担、市民の理解・協力に加え、農業従事者の高齢化や後継者がいないこと等による担い手不足、農業収入などが課題となっています。

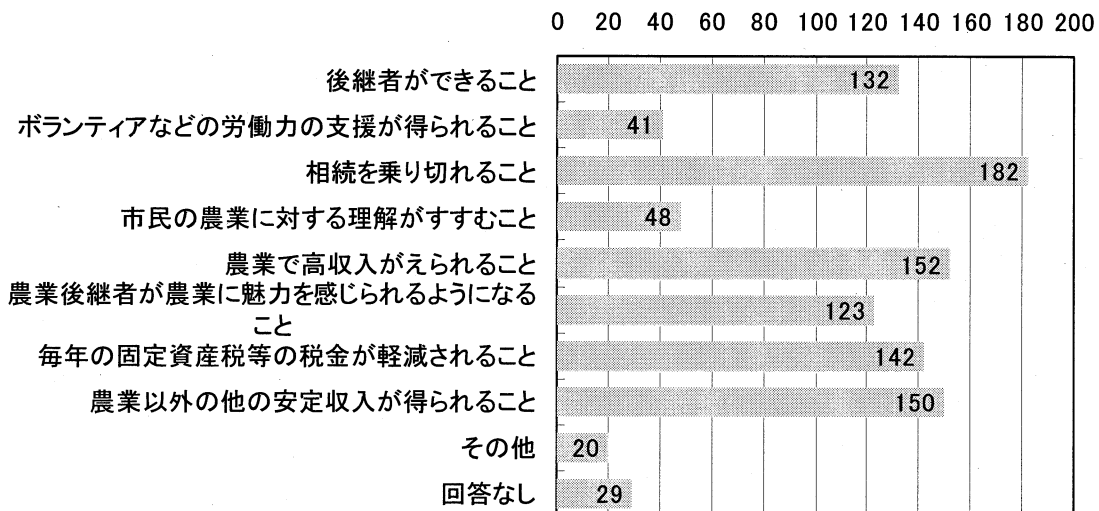


農地を保有し耕作し続ける上で、特に課題と思うものは何ですか。(3つまで)



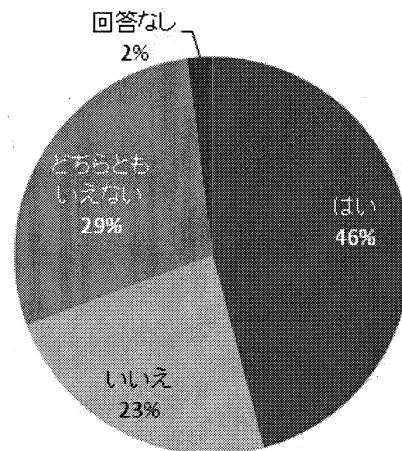
(「市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート」より)

農業を続けていくには、何が解決すれば続けていただけますか。(3つまで)



(「市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート」より)

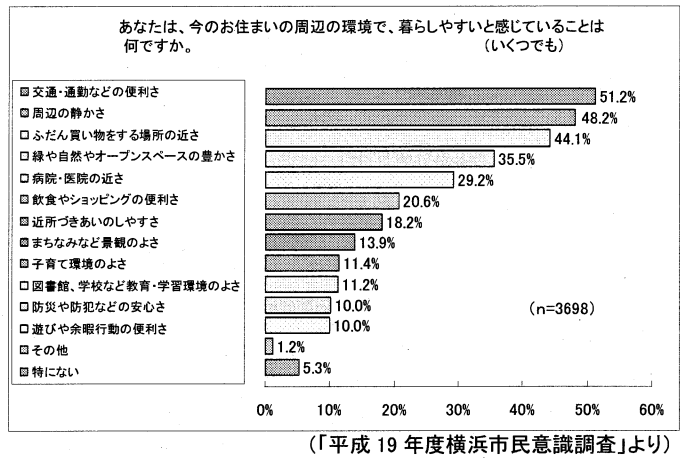
あなたは、今後も農業を続けていきたいですか。



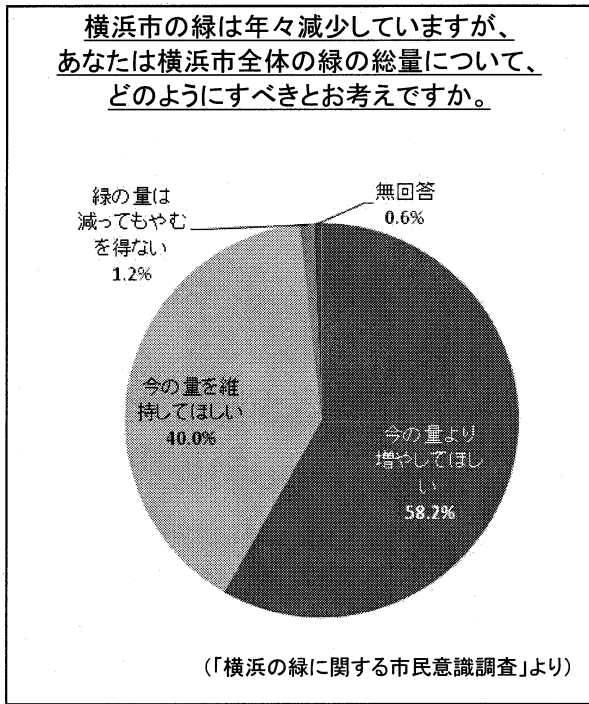
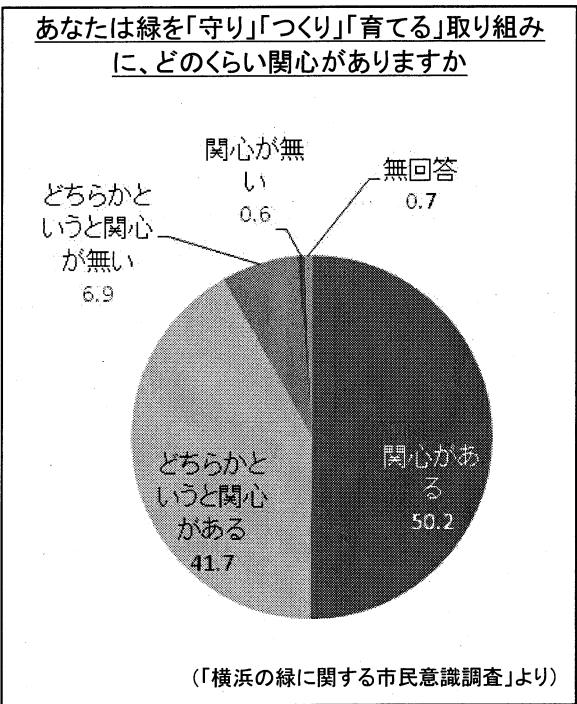
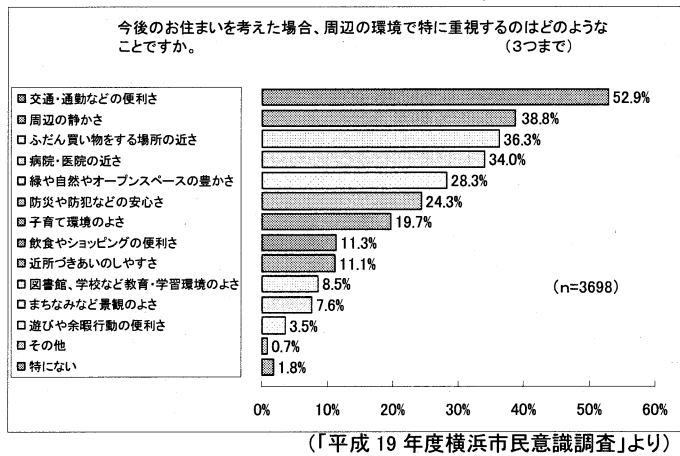
(「市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート」より)

〔コラム3〕 横浜の緑に対する市民意識 ～緑に対する高い市民意識～

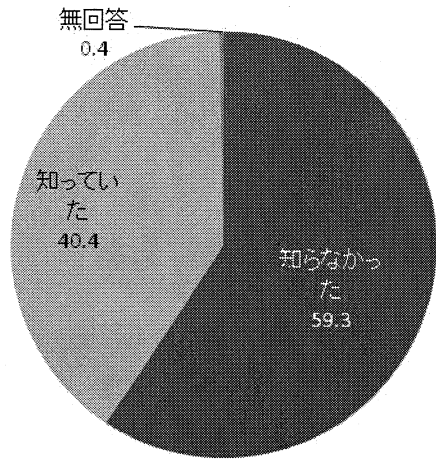
平成19年度の市民意識調査（右グラフ）によると、周辺環境で暮らしやすいと感じている点について、交通、通勤などの便利さやふだんの買い物をする場所の近さなど、生活の利便性と、緑や自然、オープンスペースの豊かさの両立が望まれているという結果となっています。



また、平成20年5月に、市民1万人を対象としたアンケート（「横浜の緑に関する市民意識調査」）（下グラフ）を実施したところ、横浜市内の緑の総量については、大半の市民が「増やしてほしい」、「維持してほしい」としています。また、緑を保全するための緑地の買取りについては、約半数が「所有者が持ち続けられるよう支援し、やむを得ない場合に行政が買取りを行うべき」とし、「積極的に買い取るべき」「申し出があれば買い取るべき」がそれぞれ2割となっています。

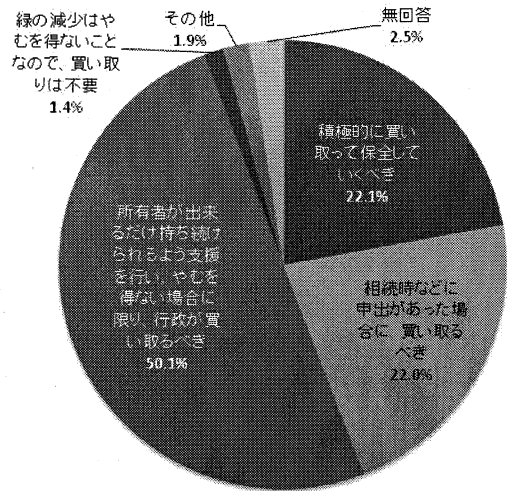


横浜市の緑の多くは民有地であり、これらの緑の所有者の多くは、相続税等の負担や維持管理の大変さなどから緑を守り続けることが困難となってきました。あなたは、このことをご存知でしたか。



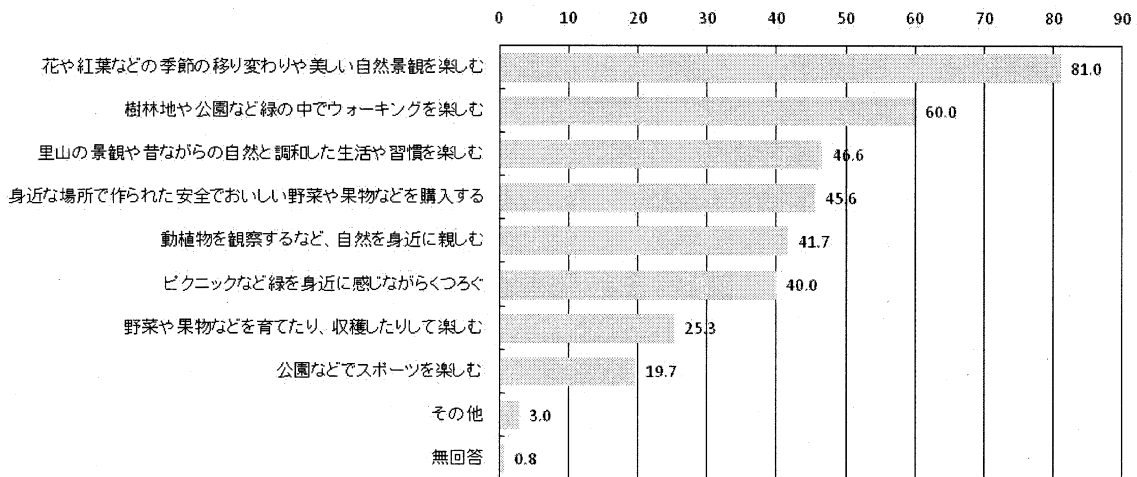
(「横浜の緑に関する市民意識調査」より)

樹林地や農地などの緑を保全するために横浜市が買い取りを進めることについて、あなたの考えにもっとも近いものをお答えください。



(「横浜の緑に関する市民意識調査」より)

あなたは「守り」「つくり」「育て」られた緑のなかで、どのようなことをして楽しみたいですか。



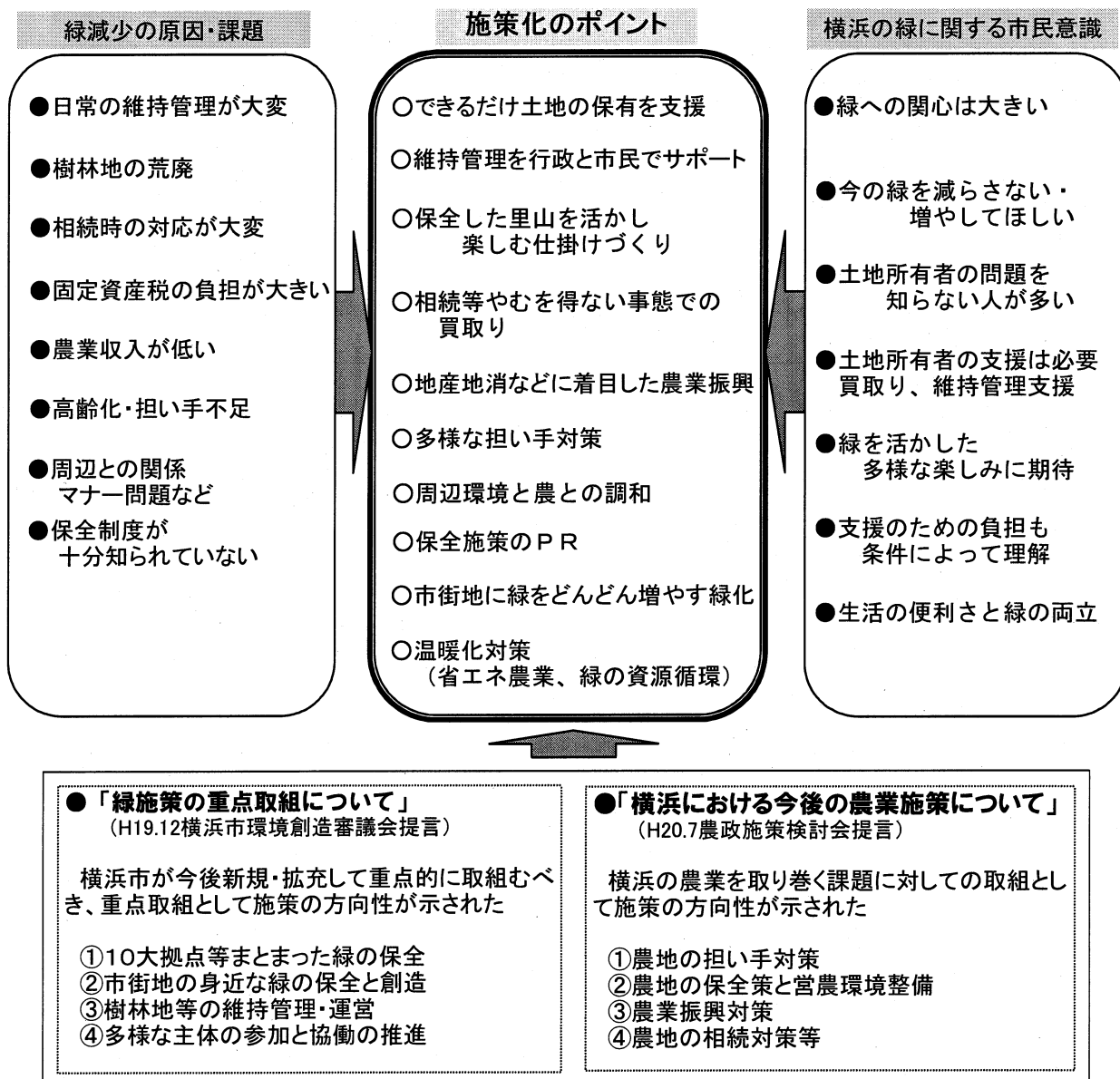
(「横浜の緑に関する市民意識調査」より)

※ 円グラフのデータは四捨五入により計算しているため、合計が100%にならないことがあります。

(2) 新規・拡充施策

ア 施策化のポイント

新規・拡充施策の検討にあたっては、横浜市環境創造審議会や農政施策検討会の提言等を踏まえるとともに、土地所有者や市民アンケートなどを通じて把握した「緑減少の原因と課題」や「緑に関する市民意識」をもとに、以下のとおり施策化のポイントを整理しました。



イ 具体的施策

前述の「施策化のポイント」を踏まえ、現時点で検討している新規・拡充施策は、以下のとおりです。(ただし、国への制度要望については継続事項です。)

(ア) 樹林地を守る施策

緑の多くが民有地であるため、維持管理や相続税など所有者の負担が大きくなっています。

そこで、土地所有者ができるだけ緑地を持ち続けられるように、樹林地においては緑地保全制度の指定を拡大し、原則として、指定・公開された土地を対象に、愛護会やボランティアなど市民力を活かした維持管理を進めるとともに、保全した緑の利活用を図ります。また、相続等やむを得ない事態に際して、特別緑地保全地区等の指定を条件に、緑地の買取りを行います。

○ 樹林地を守る施策

| | 施策 | 内容 | 新規・拡充 |
|---|---------------|---|-------|
| 継続保有 の促進 (も ら う 持 ち 続 け て い く) | ●緑地保全制度等の拡充 | 市民の森、源流の森、緑地保存地区等に加えて、小規模樹林地(300 m ² 以上)の緑地について、所有者が市と公開を条件に契約すると固定資産税等や維持管理の負担の軽減が図れる市民緑地制度の導入を検討します。 | 新規 |
| | ●篤志の奨励制度 | 公開に協力いただいた土地所有者の厚意に対し、謝意を表する看板を設置します。 | 新規 |
| 維持管理推進 (安 心 し て 持 ち 続 け て い く) | ●安全・明るい森づくり事業 | 手入れが行き届かず荒れた樹林を、明るく安全な森として再生させるため、関係者による計画検討を踏まえて、公開等を前提とする特別緑地保全地区等の指定地や市有緑地について、間伐や、必要な通路等や危険ながけ対策の整備などの安全確保等を行うとともに、緊急時の速やかな対応を図り、樹林地のイメージアップを図ります。 また、土地所有者による管理が困難な場合に、管理を代わって行う仕組みである管理協定制の導入を検討し、市民協働による樹林地管理を進めます。 | 拡充 |
| | ●森の守り人育成事業 | 市民協働で樹林地を維持管理していくため、森づくりボランティア、マイスター等の森づくりに関わる人材育成を図ります。また、市民協働で樹林地管理を行うパートナーとして、愛護会等への活動支援を拡充します。 | 新規・拡充 |
| 利活用促進 (里 山 を 活 か し た 楽 し み と 資 源 の 活 用) | ●森の楽しみいっぱい事業 | 保全し、維持管理された森が、市民生活にとって楽しみとなるような様々な利活用事業を検討・推進します。例えば、景観の森・生き物の森(新緑・紅葉・開花など季節感があり美しい樹林へ再生することで散策が楽しめる)とともに、野鳥や昆虫が好む樹種とし、生き物の観察や学習ができる等)、森の中のプレイパーク(落ち葉プール、ツリーハウス等、森の自然を活かし子どもたちが元気に遊び、木育の推進を図る等)、森の収穫物体験(森で採れる山菜、たけのこ、きのこ、木の実などを加工・調理し、楽しむ場をつくる等)、里山体験(古民家と里山の景観等を活用した生活習慣、間伐、田植えなどを楽しめるプログラム等)などです。 これらによって、現在のエネルギー多消費型生活から、脱温暖化にも資する里山に学ぶライフスタイルへの転換も図ります。 | 新規 |

| | | | |
|---------------------------------------|-----------------------------|--|-----------|
| <p>活用促進</p> <p>〔里山を活かした楽しみと資源の活用〕</p> | <p>●市民のみどりの夢かなえます制度等の創出</p> | <p>市民から、森づくりの活動に関する提案を募集し、優れた提案の実現を支援する市民提案型事業を創設します。</p> | <p>拡充</p> |
| | <p>●森の資源循環事業</p> | <p>森を管理することで生じた間伐材やせん定枝など森に眠る貴重な資源をいかし、木質バイオマスの利活用を図ります。また、間伐材によりオリジナルで素敵な木材製品をつくり、来園者等にプレゼントまたは販売する事業の導入も検討します。</p> | <p>拡充</p> |
| | <p>●ウェルカムセンター等整備事業</p> | <p>森の維持管理活動に必要な水道・電気・物置・活動小屋等を整備し、市民の環境活動を促進します。また、散策情報やネイチャーガイドが受けられるようウェルカムセンターを設置し、市民活動や利用が図れる、人のにぎわう森づくりをすすめます。</p> | <p>新規</p> |
| | <p>●森の恵み塾開講</p> | <p>「北の森」「南の森」「支援センター」の拠点を活用し、区役所と連携した体験学習、出前講座等樹林地の特性を生かした多様なメニューによる環境教育を推進します。</p> | <p>新規</p> |
| <p>確実な担保</p> <p>〔いざという時の買取りなど〕</p> | <p>●緑地保全制度等の拡充</p> | <p>緑地保全制度の適用対象面積を 5,000 m²からおおむね 1,000 m²に引き下げることや、新たな制度の導入等の検討を行います。また、これまで、特別緑地保全地区・市民の森などの緑地保全制度が十分に周知されていなかったことから、制度のメリット等を土地所有者に重点的にPRし、積極的に地区指定を進めるとともに、特別緑地保全地区指定等を条件に、樹林地について相続等不測の事態に対応した買入を行います。</p> | <p>拡充</p> |
| | <p>●よこはま協働の森基金制度の見直し</p> | <p>市民に身近な小規模樹林地を市民と行政の協働により保全するため、市民が自主的に集めた資金と基金からの拠出金を合わせてまとまりのある樹林地を取得する「よこはま協働の森基金」について、樹林地保全策全体の中で制度拡充を行います。</p> | <p>拡充</p> |
| | <p>●国への制度要望</p> | <p>相続税の納税対象に緑地が含まれる場合は緑地の保全を優先すること、また、緑地保全等に係る税制上の負担軽減措置の創設・拡充等を、国に対し要望していきます。</p> | <p>継続</p> |

(イ) 農地を守る施策

相続税や固定資産税等の負担、農業従事者の高齢化や後継者がいないことによる担い手不足、農業収入の低迷など、農業を取り巻く状況は深刻になっています。

そこで、農業振興策や担い手の育成など、農業を取り巻く課題に取り組むことで、農業の活性化を図り、農地を保全します。

また、相続等やむを得ない場合に対して、市民農園用地に適した農地の買取や、一団の優良な農地等のあっせんを行います。

○ 農地を守る施策

| | 施策 | 内容 | 新規・拡充 |
|---|--|--|--|
| の継続保有の促進 <small>（持ち続けることができる）</small> | ●生産緑地制度等の活用 | 市街化区域に残された農地保有の固定資産税等の負担を軽減するため、これまでの生産緑地制度を積極的に活用するとともに、都市公園事業の無償借地制度(借地公園制度)を活用し、農園つきの公園の整備を図ります。 | 新規・拡充 |
| | 振興農業 <small>（地産地消などに着目した農業振興策）</small> | ●地産地消の推進 | 地産地消を進めるための共同直売所の整備支援を行います。また、畑や栽培温室で完熟した果物を収穫体験できる農園の増設を進めます。 |
| | ●施設の省エネルギー化の推進、生産用機械のリース方式による導入 | 生産温室からの二酸化炭素排出を削減し、省エネ施設導入を支援します。また、リース農業機械の活用により近代化を図ります。 | 新規 |
| 農地保全 <small>（周辺環境との調和と生産性向上）</small> | ●田園景観や水田の保全対策 | 農地が持つ、遊水機能、地下水涵養機能、ヒートアイランド緩和機能などの環境貢献を評価し、水利組合など地域の農地管理を担う団体等に奨励金を交付し、農地管理と景観保全を図ります。 | 新規 |
| | ●生産基盤整備の拡充 | 計画的生産に不可欠な水利施設を、小規模な集団農地にも導入します。 | 拡充 |
| | ●不法投棄対策、周辺環境に配慮した生産環境整備 | 農地への不法投棄対策として、不法投棄予防設備を設置し、夜間パトロールやボランティア活動による清掃活動等を支援します。また、周辺に配慮した農業の実現に向け、農薬飛散対策、臭い対策、作物残渣処分の推進のため必要な施設等整備を補助します。 | 新規 |

| | | | |
|----------------|-----------------------|---|----|
| 担い手育成 | ●機械作業の受託組織の育成 | 農業機械による作業が自分ではできない農家のために、農業機械作業を受託する組織を育成し、機械装備の充実を支援します。 | 新規 |
| | ●コーディネーターの育成 | 市民協働による農地保全をさらに推進するため、市民農園の開設運営や援農ボランティアの派遣、農地への不法投棄対策などについて、農家と市民をつなぐコーディネーターを新たに育成します。 | 新規 |
| 〔農業対策のポイント〕 | ●農業後継者の育成、横浜型担い手像の明確化 | 新規就農候補者への経営指導に向け、農業経営士による新規就農予定者の研修受け入れを支援します。また、国の認定農業者だけでなく地産地消に取り組む農業者などを横浜型担い手として認定し、きめ細かな支援を実施します。 | 新規 |
| | ●農地の貸し手への支援 | 規模拡大希望農家等に対する農地の長期貸付を促進するため、農地所有者を支援します。 | 新規 |
| 確実な担保 | ●公的機関による買取及びあっせん | 市が相続人から市民農園用地(または農園型の公園)として農地を買収し、市民が利用しやすい農園を開設します。また、一団の優良な農地等で相続にかかる優良農地を規模拡大農家等に集積するため、神奈川県農業公社と連携し、農地の流動化を促進します。 | 新規 |
| 〔いざという時の買取りなど〕 | ●国への制度要望 | 相続税納税猶予制度の対象となる農地の拡大や、貸付農地や市民農園等に対する相続税評価の軽減について、国へ要望を行います。 | 継続 |